

**改正**

平成三一年 三月二九日条例第二九号

令和 七年一二月一五日条例第八〇号

江戸川区新左近川親水公園カヌー場条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、江戸川区新左近川親水公園カヌー場（以下「新左近川親水公園カヌー場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第二条** スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与するため、新左近川親水公園カヌー場を次のとおり設置する。

| 名称               | 位置           |
|------------------|--------------|
| 江戸川区新左近川親水公園カヌー場 | 江戸川区臨海町二丁目地先 |

(事業)

**第三条** 新左近川親水公園カヌー場は、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 新左近川親水公園カヌー場の利用に関すること。
- 二 スポーツ及びレクリエーションの普及並びにコミュニティ活動の増進に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業に関すること。

一部改正〔平成三一年条例二九号〕

(利用区分)

**第四条** 新左近川親水公園カヌー場の利用の区分は、次のとおりとする。

- 一 貸切利用
- 二 一般公開利用

(利用承認)

**第五条** 新左近川親水公園カヌー場を利用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不承認)

**第六条** 区長は、新左近川親水公園カヌー場の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認

めるときは、利用を承認しない。

一 公益を害するおそれがあるとき。

二 秩序を乱すおそれがあるとき。

三 その他管理上支障があるとき。

(施設及び使用料)

**第七条** 新左近川親水公園カヌー場の施設及びその使用料は、別表第一及び別表第二のとおりとする。

2 新左近川親水公園カヌー場の付帯設備、備付器具及びその使用料は、江戸川区規則（以下「規則」という。）の定めるところによる。

(使用料の納付)

**第八条** 第五条第一項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、直ちに前条に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

**第九条** 第七条の使用料は、区長が規則で定める理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

**第十条** 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長が規則で定める理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(利用承認の取消し等)

**第十一条** 区長は、新左近川親水公園カヌー場の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

二 利用の目的に反し、又は利用の条件に違反したとき。

三 災害その他の事故により施設の利用ができなくなったとき。

四 その他区長が特に必要と認めるとき。

(原状回復の義務)

**第十二条** 利用者は、その利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、区長が執行し、その費用を利用者から徴収する。

(利用権の譲渡等の禁止)

**第十三条** 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

**第十四条** 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備等)

**第十五条** 新左近川親水公園カヌー場を利用しようとする者で、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、区長の承認を受けなければならない。

(委任)

**第十六条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成三十一年三月規則第六一号で、同三十一年六月一日から施行）
- 2 この条例の規定に基づき区長が行う利用の承認その他新左近川親水公園カヌー場の管理のために必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則（平成三十一年三月二九日条例第二九号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（令和七年一二月一五日条例第八〇号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 次に掲げる規定は、施行日以後に利用する者から適用し、施行日前に利用する者及び施行日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

一～十九 （略）

二十 第二十一条の規定による改正後の江戸川区新左近川親水公園カヌー場条例別表第一及び別表第二の規定

二十一～二十五 （略）

#### 別表第一（第七条関係）

##### 貸切使用料

| 施設名       | 単位    | 使用料  |
|-----------|-------|------|
| カヌースラローム場 | 一時間   | 四六〇円 |
| カヌースプリント場 | 一時間   | 四六〇円 |
| カヌーポロ場    | 一面一時間 | 四六〇円 |
| 多目的カヌー場   | 一時間   | 四六〇円 |

##### 備考

- 一 利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、規定使用料の五割相当額と入場料等の総収入金額の一割相当額のいずれか高い額を増徴する。
  - 二 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定使用料の三十割相当額を増徴する。
- 一部改正〔平成三一年条例二九号・令和七年八〇号〕

#### 別表第二（第七条関係）

##### 一般公開使用料

| 施設名       | 単位    | 利用者の区分    | 使用料  |
|-----------|-------|-----------|------|
| カヌースラローム場 | 一時間   | 一般（高校生以上） | 一一〇円 |
|           |       | 小・中学生     | 五〇円  |
| カヌースプリント場 | 一時間   | 一般（高校生以上） | 一一〇円 |
|           |       | 小・中学生     | 五〇円  |
| カヌーポロ場    | 一面一時間 | 一般（高校生以上） | 一一〇円 |
|           |       | 小・中学生     | 五〇円  |
| 多目的カヌー場   | 一時間   | 一般（高校生以上） | 一一〇円 |
|           |       | 小・中学生     | 五〇円  |

一部改正〔令和七年条例八〇号〕

○江戸川区新左近川親水公園カヌー場条例施行規則

平成三十年七月十日規則第五十二号

〔注〕 令和元年5月から改正経過を注記した。

**改正**

平成三一年 三月二九日規則第三四号

令和 元年 五月三〇日規則第二号

令和 七年 九月三〇日規則第八七号

江戸川区新左近川親水公園カヌー場条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、江戸川区新左近川親水公園カヌー場条例（平成三十年七月江戸川区条例第三十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場期間及び時間)

**第二条** 江戸川区新左近川親水公園カヌー場（以下「新左近川親水公園カヌー場」という。）の開場期間及び時間は、別表第一のとおりとする。ただし、江戸川区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

**第三条** 新左近川親水公園カヌー場の休場日は、一月一日から同月四日まで及び十二月二十八日から同月三十一日までとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(利用時間)

**第四条** 新左近川親水公園カヌー場の利用時間は、第二条に定める開場期間及び時間の範囲内で区長の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

(利用申請)

**第五条** 新左近川親水公園カヌー場の施設、付帯設備又は備付器具を貸切利用しようとする者は、区長に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 前項の利用の申請の受付時期は、利用月の三箇月前からとする。

3 前項の規定にかかわらず、江戸川区（以下「区」という。）の主催又は共催事業等で利用する場合で、区長が必要と認めた場合は、受付時期前に受け付けることができる。

4 一般公開利用しようとする者は、条例別表第二に定める区分に従い、使用料と引換えに利用券の交付を受けなければならない。

(利用承認)

**第六条** 区長は、前条第一項の申請につき、その利用を承認するときは、申請の順序により、利用を承認する。

2 区長は、前項の規定により利用の承認をしたときは、申請した者に対して、利用承認書を交付する。

(承認の変更等)

**第七条** 前条の規定により利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用条件の変更をし、又は利用の取消しをしようとするときは、区長に願い出なければならない。

一部改正〔平成三一年規則三四号〕

(利用制限の通知)

**第八条** 区長は、条例第十一条の規定により利用承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用者に対して利用制限通知書により通知するものとする。

(使用料)

**第九条** 条例第七条第二項に規定する付帯設備、備付器具及びその使用料は、別表第二のとおりとする。

(使用料の減免)

**第十条** 条例第九条に規定する理由は、次の各号に掲げるとおりとし、減免の割合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区が行政目的又は教育目的のために利用するとき 全額免除
- 二 官公署又は公益団体が自ら公益目的のために利用するとき 全額免除
- 三 江戸川区立小中学校が学校行事で利用するとき 全額免除
- 四 江戸川区内の広域的な体育団体がその本来の目的とする事業で利用するとき 五割相当額
- 五 区に登録した障害者の団体が、自らその構成員の体育目的のための事業で利用するとき 五割相当額

六 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき 五割相当額又は全額免除

2 付帯設備（ロッカー及び温水シャワーを除く。次条第二項において同じ。）及び備付器具の使用料の減免については、前項各号の規定を準用する。

3 条例第九条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第五条の申請の際に、使用料の減額又は免除を願い出なければならない。

一部改正〔平成三一年規則三四号・令和元年二号〕

(使用料の還付)

**第十一条** 条例第十条ただし書に規定する理由は、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、当該各号に定める額を還付することができる。

- 一 条例第十一条第三号の規定により、利用承認を取り消した場合 全額
  - 二 利用者の責任によらない理由によって利用できない場合 全額
  - 三 利用日の三十日前までに第七条の規定による取消しの申出があり、利用の取消しに相当の理由があると認められる場合 五割相当額
- 2 付帯設備及び備付器具の使用料の還付については、前項各号の規定を準用する。
- 3 前二項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、利用承認書又は利用券を添えて区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成三一年規則三四号〕

(禁止行為)

**第十二条** 利用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 条例第十二条第一項の規定に違反すること。
- 二 承認外の施設、付帯設備又は備付器具を利用すること。
- 三 無断で設備その他の現状を変更すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる行為をすること。

(係員の指示)

**第十三条** 利用者及び入場者は、その利用又は入場について、係員の指示を守らなければならない。

(様式)

**第十四条** この規則の施行について必要な様式は、区長が別に定める。

(委任)

**第十五条** この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

付 則 (平成三一年三月二九日規則第三四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利

用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

**付 則**（令和元年五月三〇日規則第二号）

この規則は、令和元年六月一日から施行する。

**付 則**（令和七年九月三〇日規則第八七号）

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

**別表第一**（第二条関係）

| 開場期間                                                | 時間           |
|-----------------------------------------------------|--------------|
| 四月一日から八月三十一日まで                                      | 午前九時から午後六時まで |
| 三月一日から同月三十一日まで及び九月一日から同月三十日まで                       | 午前九時から午後五時まで |
| 一月五日から二月二十八日（閏（じゅん）年にあつては同月二十九日）まで及び十月一日から十二月二十七日まで | 午前九時から午後四時まで |

備考 この表の規定にかかわらず、夜間照明設備を有する施設の開場時間は、午前九時から午後八時までとすることができる。

一部改正〔令和七年規則八七号〕

**別表第二**（第九条関係）

一 付帯設備使用料

| 設備名    | 単位       | 使用料    | 備考                        |
|--------|----------|--------|---------------------------|
| 艇庫     | 一艇一日     | 一〇〇円   |                           |
|        | 一艇一箇月    | 一、五七〇円 |                           |
| 電源料    | 一キロワットまで | 二五〇円   | 一キロワットを超え、一キロワット増すごとに二五〇円 |
| ロッカー   | 一日一回     | 一〇円    |                           |
| 温水シャワー | 十分まで     | 一〇〇円   | 十分を超え、十分増すごとに一〇〇円         |
| 夜間照明設備 | 一時間      | 五〇円    | 貸切利用の場合は、三二〇円             |

|  |  |    |  |
|--|--|----|--|
|  |  | 〇円 |  |
|--|--|----|--|

備考 電源料は、利用一回につき四時間までごとの使用料とする。

二 備付器具使用料

| 器具名  | 単位    | 利用者の区分    | 使用料  |
|------|-------|-----------|------|
| カヌー艇 | 一艇一時間 | 一般（高校生以上） | 一〇〇円 |
|      |       | 小・中学生     | 五〇円  |

一部改正〔平成三一年規則三四号・令和元年二号・七年八七号〕